

平成26年12月15日(月) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	大阪市	大阪府大阪市の男性	平21.9.1	慢性気管支炎 遺族補償費	<p>取消し</p> <p>処分庁は、被認定者は、関節リウマチからアミロイドーシスによる慢性腎不全となり、アミロイドーシスの影響で血圧低下、心不全を起こし血液透析を中止せざるを得なくなり死亡したもので、直接死因は慢性腎不全であり、認定疾病に起因性はないとした。しかし、関節リウマチに静注投与されていた副腎皮質ホルモンは、同時に認定疾病に対する治療として副腎皮質ホルモンに依存性がある被認定者に投与されていた。被認定者は、他に感染症をかかえ、高カロリー輸液の実施を受けるなど感染症増悪のリスクに晒される状況にあつて、死亡1週間前には白血球数が2万を超え、CRPが17を超える数値を示し、死亡の数時間前には38.9℃の発熱があつた。以上からすると、副腎皮質ホルモンの影響による感染症の増悪が、血圧低下等を招き、慢性腎不全に対する透析治療の継続を困難にさせ、死に至らしめたことが認められる。すなわち、指定疾病の治療が直接死因である慢性腎不全に影響を与えたといえる。よって、公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日、環保企第587号環境省総合環境政策局環境保健部長通知)第4の1アの後段「(略)相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合」に該当し、給付率は50%を下まわらないと考えるのが相当であるから、これを支給しないとした原処分を取り消す。</p>	審査請求人は、被認定死亡者の夫。被認定死亡者は、慢性気管支炎について平成元年から3級、平成17年からは2級に認定。	平20.6.25	①平20.12.8 ②平21.2.2 ③平21.8.26

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	奈良県奈良市の男性	平24.11.9	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>病理組織学的診断は、HE染色標本では、線維性肥厚を伴った胸膜に浸潤する悪性腫瘍で部分的に不完全な管腔形成が認められる。悪性腫瘍細胞は、中皮腫の陽性マーカーであるcalretinin及びD2-40が陰性であり、陰性マーカーは、TTF-1は陰性であるがCEAが陽性である。以上により、当該腫瘍は、中皮腫ではなく低分化腺癌であると診断された。</p> <p>放射線画像上は、中皮腫とは認められず、肺がんであると診断されたが、肺線維化及び胸膜プラークはなく、石綿を吸入することによりかかった原発性肺がんであるとは認められなかった。</p> <p>以上から、中皮腫ではないと判断した。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、認定申請者の夫。認定申請者は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平24.7.10	平24.10.26
2	独立行政法人環境再生保全機構	鹿児島県出水郡の男性	平24.11.30	石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>パーセント肺活量(%VC)は、3つの検査時期でそれぞれ87%、113%、103%であるから、著しい呼吸機能障害は認められない。</p> <p>請求人は、40年以上にわたって石綿を取り扱う作業に従事したものと認められ、石綿にばく露した可能性がある。しかし、放射線画像上は、通常型間質性肺炎で気腫性嚢胞を合併するが、石綿肺としての間質性肺炎であるとまではいえない。</p> <p>以上から、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」であると判定できない。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、石綿を吸入することにより石綿肺に罹患したとして申請。	平24.8.29	平24.11.20

	処分庁	審査請求人	審査請求 年月日	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への 申請年月日	原処分年月日
3	独立行政法人 環境再生保全 機構	静岡県熱海市 の女性	平24.4.27	中皮腫 認定	<p><b>棄却</b></p> <p>免疫染色標本には、悪性腫瘍であると断言できる細胞が含まれておらず、中皮腫であるかどうかの免疫組織学的判定はできず、胸水の細胞診標本では悪性腫瘍疑いとされたので、病理診断としては悪性腫瘍疑いとした。放射線画像診断では、中皮腫でなく原発性肺がんであったが、胸膜プラーク及び肺線維化所見は認められなかった。よって原処分を相当とする。</p>	審査請求人は、認定申請者の妻。認定申請者は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平23.10.19	平24.4.9